

## 第34回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年4月27日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 保健センター2階 多目的室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

5番 金西 章	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	15番 船越 康博	17番 森 博之	

(農地利用最適化推進委員の出席)

2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃
9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 里村 雅博	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1区 庄野 博美	3区 松下 傳	4区 石原 美史	5区 宮田 芳和
5区 辻 義徳	6区 橋本 春男	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
10区 宮城 仁			

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第34回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、6番栗本謙二委員、9番谷崎賢二委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、5番金西委員、10番矢野委員、11番江崎委員、12番増井委員、15番船越委員、17番森委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、1件、3筆です。

#### 【議案朗読省略】

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田3筆、合計面積10,492㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。譲渡人は農地までの距離が遠く、手放すことを検討していたところ、譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

なお、対象の農地は、利用権の設定がされておりましたので、今回の申請にあたり、合意解約がされております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、以前にご説明させていただいておりますが、農地法の一部改正により、農地法第3条許可の際の下限面積の要件が撤廃されることとなり、この4月1日から適用されております。

それから、担当の矢野委員は本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上です。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は4件、4筆です。

### 【議案朗読省略】

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、転用面積353㎡、転用目的は、分家住宅でございます。

使用借人は、現在は徳島市在住ですが、常時小松島市へ帰省し農業を営んでいます。

申請地は、申請人の実家に非常に近く往来にも便利であり、県道から200メートルほどの距離で交通アクセスも非常によく他の候補地と比べて経済的にも利便性にも優れていることから土地所有者である父親と協議をした結果、この地での分家住宅の建設について使用貸借の話がまとまったことから、この度、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の融資証明書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、擁壁のない北側、西側にはコンクリート擁壁を新設することで土砂等の流出はありません。

雑排水等については合併浄化槽を介して隣接する水路に排水することを、水路を管理する〇〇町協議会より排水同意書が提出されており、地元土地改良区である〇〇土地改良区より転用についての意見書が提出されています。

尚、近隣住民には事業概要の説明を行い、了承を得ていますが、万が一近隣住民への被害や紛争が生じた場合には責任をもって対処することとしています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 6番 栗本委員

担当の栗本です。周辺には、もう最近住宅がどんどん建ち始めて、その合間の一角の農地になっておりますので、何ら問題ないと思います。みなさん、宜しくお願いいたします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。  
続いての、整理番号2番及び3番については、併せて、事務局から審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番及び3番は関連していることから併せて説明させていただきます。  
転用目的は、太陽光発電であります。  
譲受人は太陽光発電を多く設置している事業所で、多電施設の集約化によって管理コストを削減する為、北面で日当たりがよい太陽光発電施設用地を探していたところ、高齢のため耕作できず休耕地となっている土地所有者との間で売買の話がまとまったことから5条申請に至りました。  
申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外済です。  
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。  
転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されており、〇〇土地改良区の意見書も提出されております。  
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、整地後に再生砕石を敷くため土砂の流失はありません。雨水は、通常は自然浸透により処理しますので周辺農地への影響は無いものと思われれます。また、敷地周辺はフェンスを設置し、防護します。  
これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。  
以上のことから、整理番号2番及び3番の許可申請は許可やむをえないと考えます。  
以上でございます。

## 議長（青木会長）

担当委員は私になりますので、補足させていただきます。あの、隣も2件太陽光になってきて、これも2件太陽光に、ちょうど端から端から太陽光になってきている状態のところ、迷惑はかからないと思いますので、宜しくお願いいたします。  
それでは、整理番号2番及び3番の質疑に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番及び3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号4番についてご説明いたします。

転用目的は、庭でございます。

譲受人は、隣接地の土地・家屋を所有しており、現在は北島町にて居住していますが、移住してくるようになっており、隣接する土地については既に購入済みです。この度、申請地を庭として利用する為、土地所有者と協議の上5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですが既に除外済みのため白地です。

農地区分ですが10ha以上の一団の農地であることから1種農地と判断されます。本来、1種農地は転用不可の農地であります。既存の施設の拡張として2分の1を超えない範囲での転用は不許可の例外に当たることから転用は可能となります。

転用を行うために必要な資力について、費用は知人からの借用にて行い、その者との借用書及び金融機関の残高証明書が添付されています。また、この農地が所属する土地改良区には転用について差しさわりのない旨の意見書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接地を購入した際、コンクリート擁壁を敷設していることから、周辺農地に被害は及びません。

なお、既に嵩上げがなされていることから、土地所有者より始末書が提出されています。

排水については転用目的が庭であることから、給水設備を設置せず、雨水については地下浸透といたします。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号4番については許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 6番 栗本委員

担当の栗本です。この僅かな土地のことなんですけど、隣接農地の所有者の方から、日照の具合があるから、2メートルだけはそのまま残すという条件が付いてあった土地でありますけども、もう一体化して埋め立ててしまっ、かさ上げもしている状態ですので、何ら問題ないと思いたすが、宜しくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。  
引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### **事務局（次長）**

議案書の4ページをお開きください。  
議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は16件、32筆です。

#### **【議案朗読省略】**

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。  
以上です。

#### **議長（青木会長）**

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。  
それでは、議案第3号の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### **議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。  
以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。  
それでは、引き続き議案外に移ります。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
議案外について事務局より報告をお願いします。

#### **事務局（次長）**

続きまして、議案書の8ページをお開きください。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は2件、4筆です。

**【議案朗読省略】**

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による  
通知書および合意解約書に双方の記名押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

**議長**

ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長**

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後1時57分

議事録署名委員 6番 栗本 謙二 委員

9番 谷崎 賢二 委員